



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……
- ……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……
- 建築基準法による道路の指定の変更……
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……
- 特定非営利活動法人の合併の認証申請……(同)……

告示

●東京都告示第千四百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各区域内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第千五百十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月二十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 組合の名称 府中駅南口第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十三年五月二十六日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 府中市宮町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 府中市寿町一丁目五番地の1  
平成二十三年五月二十六日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十六年八月二十二日

●東京都告示第千五百一十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十六年七月十八日	青梅市長淵一丁目四十三番四及び四十八番一の各一部	延長 一四・四七 幅員 四・〇〇

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十二日

東京都知事 舛添 要一

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなのセンターおむすび</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 勉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区仲宿四十五番六号 K Tビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民・行政・企業・大学など地域社会の多様な主体との連携、協働により、防災対策や環境問題など地域社会の課題について創造的、改善指向型の事業推進を行うとともに、障がい者等の社会参加、社会貢献を具体化し、地域福祉やまちづくりに寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京ダルク</p> <p>三 代表者の氏名 森野 嘉郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区東日暮里三丁目十番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、薬物依存症に関する身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによってその回復と自立を支援し、薬物依存症に関</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アース障害者IT研究会</p> <p>三 代表者の氏名 塚田 秀雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都墨田区文花二丁目十三番三号</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はちくりうす</p> <p>三 代表者の氏名 伊東 さえ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区鷹番三丁目十四番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で自立した生活を営んでいくために障害者総合支援法の居宅介護等必要な事業を行い、障害者の社会参加を促進する社会環境の形成を図り、福祉の増進と社会全体の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こくみん再生支援ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 山田 晃久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号 国際ビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、債務問題に直面している消費者、並びに債務問題に関心のある一般市民に対して、債務問題についての相談や情報の提供に関する支援事業を行うことにより、消費者の保護及び生活の安定を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はちくりうす</p> <p>三 代表者の氏名 伊東 さえ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区鷹番三丁目十四番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者を中心とした広く一般市民を対象に、IT技術を活用した在宅就労支援、防犯・火災対策支援や在宅介護支援等の複合的な障害者や高齢者問題解決施策のための調査・研究・企画・運営を市民の協賛者と障害者が情報通信ネットワークを共有して行うとともに、情報通信技術勉強会や職業能力開発勉強会などの自立支援事業を行うことで、快適な社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
--	--	---	---	--	--

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 内永 ゆか子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパン・ウイメンズ・イノベイティブ・ネットワーク</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十四日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、「子ども学研究」に資することを旨とし、子どもの発達を支援すると共に、保護者のためのカウンセリングやペアレント・トレーニング、療法や療育の研究と実践、講演会、教材開発、職業訓練及び児童福祉法に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス並びに保育所等訪問支援事業を行う。</p> <p>これらの活動を通じて、国連子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益と社会参加への実現」を図り、社会全体の利益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャイルド・ケアリング・アソシエーション</p> <p>三 代表者の氏名 三浦 有子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市小島町一丁目二十一番地六 アジヤンタ調布五〇三号室</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ベ이스ボール・レジェンド・ファウンダー</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く社会に進出する女性を中心として、業種、業容の枠を超えたコミュニティを作ることを促すと同時に、日常の業務とは異なる角度で企業経営、社会、経済をみつめ、各々が果たすべき重要な役割を認識できる機会を提供することを目的とした各種活動を行う。また企業に対して、女性の能力活用を始めとするダイバーシティ(異なる性別・出身・経歴・年齢等々の人々の異なる考え方の中から、新しい考え方を見出し、環境の変化に即したイノベティブな企業経営の原動力とする理念)の推進を支援するサービスの提供を通し、企業の競争力向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年八月二十二日 東京都知事 舩 添 要 一</p>	<p>東京千代田区九段北一丁目五番十号 九段クレストビル五階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く社会に進出する女性を中心として、業種、業容の枠を超えたコミュニティを作ることを促すと同時に、日常の業務とは異なる角度で企業経営、社会、経済をみつめ、各々が果たすべき重要な役割を認識できる機会を提供することを目的とした各種活動を行う。また企業に対して、女性の能力活用を始めとするダイバーシティ(異なる性別・出身・経歴・年齢等々の人々の異なる考え方の中から、新しい考え方を見出し、環境の変化に即したイノベティブな企業経営の原動力とする理念)の推進を支援するサービスの提供を通し、企業の競争力向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、演劇を中心に音楽・舞踊、朗読等舞台芸術の定期的な制作・公演活動を行うと共に、地域・学校・福祉施設での演劇鑑賞教室やワークショップの開催等による舞台芸術、言語・文化の普及啓発事業を通じて、社会の文化・教育・福祉及</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区西荻北一丁目四番十九号 B1</p> <p>三 代表者の氏名 根津 博俊</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シアターアップラスワン</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、プロ野球を主とするスポーツを通じ、娯楽的視点から社会貢献活動ができるチャリティーオークション等のイベントの機会を継続的に提供し、スポーツと社会貢献のつながりを深め、スポーツの文化としての発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>三 代表者の氏名 岡田 真理</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区東日本橋二丁目二十八番四号 日本橋CETビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、プロ野球を主とするスポーツを通じ、娯楽的視点から社会貢献活動ができるチャリティーオークション等のイベントの機会を継続的に提供し、スポーツと社会貢献のつながりを深め、スポーツの文化としての発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

び国際交流の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ケア・ベビープレス

三 代表者の氏名  
大川 拓郎

四 主たる事務所の所在地  
東京都練馬区平和台一丁目三十一番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者に対して福祉サービスに関する事業を行うと共に、手助けを必要とする人々に対して、地域住民がお互いさまの精神に基づき、知恵と力を合わせて福祉活動を行い、互いに助け合い、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人患者中心の医療を共に考え共に実践する協議会

三 代表者の氏名  
畑中 和義

四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区桜丘町二十三番地十七号 シティコート

桜丘四F

五 定款に記載された目的

この法人は、患者や健康を願う人々、医療に関連した業務に携わる人々などを対象として、患者中心の医療を推進する活動や、患者や医療に関係する人々の「つなぎ」となる活動を通じて、次に掲げるミッション、理念を實踐し社会に貢献することを目的とする。

ミッション 私たちは「すべてのサービスは患者のために」を追求します。

理念 私たちは、患者中心の医療とは何かを学び、考え、「すべてのサービスは患者のために」を實踐していきます。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ストーカー・DV被害者を守る会

三 代表者の氏名  
金 光男（金城 光男）

四 主たる事務所の所在地  
東京都東村山市恩多町三丁目三番地二十一 恩多町三丁目アパート二一〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ストーカーやDV（ドメスティック・バイオレンス）等の被害に遭われている方々を救済する為、相談窓口業務・救済活動・シェルター確保・加害者等身辺調査・セミナー活動などに関する事業を通じて、人々の人権被害を防ぎ、安心

・安全な社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の合併の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十六年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ジャパンマック

三 代表者の氏名  
荒井 元博

四 主たる事務所の所在地  
東京都北区滝野川七丁目三十五番二号

五 定款に記載された目的

本法人は、アルコール・薬物依存症（以下「依存症」という）者等に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援し、依存症者に関する研究・研修・啓発も行いながら、我が国の依存症者の保健、医療及び福祉の増進と社会理解の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

発行所 三〇円  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

